

金沢区寄り添い型生活・学習支援事業運営法人の募集に係る質問及び回答(平成29年12月27日)

仕様書	質問	回答
6	(2) 支援施設以外の場所を使用して、以下のいずれかの形態で事業を実施すること、とあります。ここで指す事業とは何でしょうか。	事業とは、寄り添い型生活・学習支援事業を指します。 具体的には、仕様書3事業概要に示しているとおり、日常生活習慣の改善や社会性を身に付けるための生活支援、学習意欲を高めるとともに、学力定着を図るための学習支援を行っていただきます。
	分室型を設置した場合の広さ、家賃等の制限はございますか。	分室型の広さについて、特に制限は定めていません。ただし、利用を希望する子どもたち全員が活動できる広さが必要と考えます。 家賃についても同様に、特に制限は定めていませんが、有償の物件を借り上げた場合でも、提案書作成要領5概算予定価格(上限)を超える委託金額の増額はありませぬ。
	出張型とは、家庭訪問を指しますか。それとも区役所等の会議室でしょうか。	家庭訪問ではありません。支援施設以外の地域でも事業を行うために、例えば、その地域にある公的施設又は民間施設の会議室等を定期的に借りて事業を行うといったことを想定しています。
	分室型、出張型ともに想定される回数、内容がございましたら、ご教示ください。	回数については、貴法人が実施可能と考える回数で提案してください。 内容については、仕様書3事業概要に示しているとおり、日常生活習慣の改善や社会性を身に付けるための生活支援、学習意欲を高めるとともに、学力定着を図るための学習支援を行っていただきます。
	(3)イ 開所時間中は、常勤社員を常時1名以上配置する、また、実施場所での支援は、常時2名以上の職員を配置する、とありますが、開所時間は、いつからいつまでを指しますか。	仕様書7で示している実施時間を指します。生活支援の実施日は、原則13時から18時までの1日5時間、学習支援の実施日は、原則18時から20時までの2時間です。 なお、仕様書7(4)のとおり、実際の実施時間等は、区役所と協議の上、定めます。
	常勤職員(施設長)の条件、基準、資格はありますか。	職員については、仕様書6(3)にあるように、「事業趣旨を十分理解し、児童の育成に関する知識と経験を有する者」を要件としています。資格要件等は定めていません。
	支援スタッフ、補助職員は、日々、何名を配置する想定でしょうか。現在の実績をお示しください。	仕様書6(3)に示しているとおり、常勤職員を2名配置(うち1名は施設長)し、さらに実施場所での支援は、常時2名以上の配置としているため、少なくとも支援スタッフ1名は、常勤職員として日々勤務をすることになります。その他の支援スタッフ、補助職員は必要に応じて配置を行ってください。 なお、現在の配置実績は、支援スタッフにおいては0名(常勤職員の休暇取得日)～1名/日、補助職員は0名～1名/日です。
	(3)エ 地域のボランティアは、区役所よりご紹介して頂けるのでしょうか。また、提案書にボランティアの人材確保や配置の考え方について記載する項目があります。ここでいうボランティアとは、支援スタッフの確保も指しますか。	地域のボランティアは、運営法人で探していただきます。 また、支援スタッフの人材確保や配置の考え方については、提案書4事業実施体制①に記載してください。
	地域のボランティアを活用することは絶対条件でしょうか。	地域のボランティアの活用は絶対条件ではありません。仕様書6(3)エに示しているとおり、必要に応じて、地域のボランティアの協力を得て支援を行うこととしています。
	学習支援を行う場合は、支援スタッフ1名に対して、子ども2名等の指導形式の想定はありますか。	ご質問のとおりです。学習支援については、横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱第9条に示しているとおり、利用生徒2名に対し、支援スタッフ1名を想定しています。
	(4)オ チラシ等の印刷物作成・配布とあります。配布も受託者が行うのでしょうか。現在は、どのような告知、配布をされているかご教示ください。宜しければ配布チラシをお示しください。	区内の小学校・中学校等の関係機関に対して、年に数回チラシを配付しています。 配付の方法は、受託者が直接郵送する場合と、区役所が会議等の場で配付する場合と両方あります。
	(5) 簡易なキッチン等の設備、備品類を支援施設内に整備とあります。これは、アイワパークサイドビル5階を指しますか。その場合、会場の図面をお示しください。宜しければ、必要な備品一覧をご教示ください。それとも、受託者が用意する分室を指しますか。	仕様書6(5)に示しているとおり、キッチン等の設備、備品類を支援施設内(アイワパークサイドビル5階)に整備することとしています。必要な備品については、貴法人が支援に必要なものを提案してください。 分室については、キッチン等の設備の整備までは定めていませんが、支援に必要な備品等を用意していただくこととなります。
7	初回は、4月でしょうか。それとも4月～5月は準備期間として、6月からの支援スタートとなりますか。仮に、4月からのスタートとした場合は、現事業者との引継はいつから出来ますでしょうか。	運営法人となった場合は、4月1日から事業開始となります。 運営法人が現事業者から変更となる場合は、運営法人を決定する2月初旬以降に引継ぎを開始する予定です。
	1名の子どもが参加する場合は、2名の職員を配置とありますが、子どもが何名以上になると3名の職員が必要となる等の基準はございますか。想定をご教示ください。	基準はありませんが、支援に必要な支援スタッフ・補助職員の配置を検討、提案してください。
	学習教材の配布、模試の実施は予算内であれば提案しても差し支えがございませんか。	委託金額内であれば問題ありません。
8	利用者の利用日数は、原則として週2日とあります。これは、生活支援1日、学習支援1日を指しますか。それとも学習支援2日を指しますか。1日に生活支援と学習支援を続けて受けた場合は、2日とカウントされますか。	月曜日に生活支援を利用、火曜日に学習支援を利用ならば、週2日利用とカウントします。 また、月曜日学習支援を利用、火曜日に学習支援を利用でも、週2日利用とカウントします。 (学習支援を生活支援と置き換えても同) 1日に生活支援・学習支援両方を利用した場合は、1日とカウントします。 なお、小学生の利用は13時～18時、中学生・高校生の利用は18時～20時を想定しています。
9	利用料の上限はありますか。その場合、どの項目を実施した際に、何円を徴収したかお示しください。	仕様書9に示しているとおり、利用者から利用料を徴収することはできません。センター長の承認を得た場合に限り、実費相当分を上限に徴収することを可能としています。
10	(3) センター長が受託者の意見を参考、利用可否を決定する、とありますが、受託者は対象者の情報(生活状況)把握していないと想像します。決定者は、区役所で宜しいでしょうか。	仕様書10(3)にあるように、利用可否はセンター長が決定します。 「受託者の意見を参考に」とあるのは、事前見学をした際の状況等から、本事業対象として受け入れることが望ましいかどうか、受託者に意見を求める場合があるためです。
	(8) 利用者ごとに記録簿を作成し、個々の支援内容の詳細について記載するとあります。支援記録簿の見本をお示しください。	支援記録簿は特に様式を定めていません。支援記録簿に記載する内容・体裁等については、必要に応じて、運営法人と協議します。なお、支援記録簿をもとに、児童ごとの支援内容報告書(金沢区寄り添い型生活・学習支援事業実施要綱第7号様式)を作成し、毎月区に提出いただきます。

金沢区寄り添い型生活・学習支援事業運営法人の募集に係る質問及び回答(平成29年12月27日)

11	イ	損害保険に加入とありますが、補償額はどの程度を想定されておりますか。また、利用者の自宅から実施場所までの道のりでの事故、怪我は保険の対象となりますか。施設内のみの保険(補償)で宜しいでしょうか。	補償額の想定はありません。 保険の対象としては、支援施設内のみではなく、イベントや分室型・出張型での事業実施等、実施施設外の活動も含まれるようにしていただく必要があります。それ以外については、特段定めはありませんので、どこまでを補償の範囲とするか法人で判断してください。
14	(5)	電話料金、インターネットプロバイダ料金等は、運営者が支払うとありますが、運営者とは受託者ですか。区役所ですか。また、アイワパークサイドの水道光熱費は、月何円程度を見込めば宜しいでしょうか。電話料金、プロバイダ料金等を受託者が支払う場合も基本料をお示ください。	運営者とは、受託者のことです。 水道光熱費、電話料金、プロバイダ料金等は、契約内容や使用料によって契約金額が異なるため、こちらからお示しできる数字はありません。 なお、参考ですが、28年度実績では、光熱水費は約25万円/年、通信運搬費は約17万円/年と現運営法人から報告を受けています。
その他			
		昨年度、今年度実施状況をお示ください。登録者人数、参加人数、年間実施回数、日々の出席人数(生活支援、学習支援、イベント等)それぞれについてお願いします。	【登録者数】平成28年度31名、平成29年度(11月末現在)41名 【参加者数】登録者41名のうち、平成29年11月は19名が参加 【日々の出席人数】生活支援 1日平均6名、学習支援 1日平均4名 【年間実施回数】仕様書7に記載のとおり
		◎現在、受託されている団体名をお示ください。	特定非営利活動法人コロンブスアカデミーです。
		◎現在、本事業を行っている成果、課題等をご教示ください。	学習支援については、子どもたちの高校進学、高校進学後の中退防止に向けた学習支援及び子どもたちの居場所としての役割を果たしています。生活支援については、今後も、関係機関への周知の充実、支援内容の振り返り等を行う必要があると考えています。
提案書作成要領			
11	(3)オ	貴法人名は記載しないとありますが、これはフラットファイルだけを指しますか。提案書等には当社名は記載して差し支えございませんか。	その通りです。フラットファイルの外側など、外から見える箇所に法人名は記載しないでください。提案書の中には、法人名を記載いただいてもかまいません。
その他		提案書作成において、枚数制限はありますか。	全てそれぞれ1枚までとします。例えば、様式3-1を2枚提出することはできません。
		提出は紙のため、エクセル、パワーポイント等を利用して提案書を作成しても構いませんか。(様式、順番は、揃えます。)	お手数おかけしますが、金沢区ホームページに掲載している、ワードファイルの提案書様式で作成をお願いします。
		別紙、生活支援要項に、生活支援スタッフ、生活支援アシスタント等の記載があります。今回は、学習支援のため、生活支援スタッフ、生活支援アシスタントの配置は必要ないでしょうか。	金沢区は、生活支援事業と学習支援事業を一体化し、生活・学習支援事業として実施しています。そのため、生活支援と学習支援に必要なスタッフとして、金沢区寄り添い型生活学習支援事業実施要綱第7条及び仕様書6(3)に示す職員、支援スタッフ及び補助職員で、生活支援、学習支援及び総合的な支援を行っていただく必要があります。仕様書等の中では、「生活支援スタッフ、生活支援アシスタント」という名称を使用していませんが、配置をしなくて良いということではありません。